

観音寺市公告第16号

次のとおり公募型プロポーザルを行うので、令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

観音寺市長 佐伯 明浩



記

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務委託
- (2) 内容 本業務は、インバウンドの誘致を図り、関係人口及び交流人口の拡大につなげることを目的とし、本市の魅力を活かした内容のショート動画等を制作し、フェイスブックにより台湾及び香港に向けて効果的なPRを行うものである。
そのため、価値のみの競争によらず複数の事業者の提案を比較検討し、本市の条件に最も適した企画提案を行った事業者を受注候補者として選定することとする。
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和7年11月30日まで

2 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人に限るものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明の日から契約締結日まで、自治体等から指名停止又は指名回避等の措置をうけていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 次に掲げる団体でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を

経過しない者の統制下にある団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体

ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

- (6) 本業務を適正かつ確実に実施するに足る事業規模を有しており、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。
- (7) 法人のプロモーション動画制作業務及び SNS 運用代行業務を受託し、適切に履行した業務実績を有していること。

3 担当部課

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
政策部ふるさと活力創生課
電 話 0875-23-7803
F A X 0875-23-3920
E-mail furusato@city.kanonji.lg.jp

4 プロポーザル参加申込書、質疑書、提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 持参又は郵送

※ 質疑書はE-mailでの提出とする。

- (2) 提出先 観音寺市政策部ふるさと活力創生課

- (3) 提出期限 参加申込書等 令和7年4月10日（木）

（郵送の場合は、令和7年4月9日（水）までの消印を有効とする。）

提 案 書 等 令和7年4月18日（金）

（郵送の場合は、令和7年4月17日（木）までの消印を有効とする。）

5 その他

関連資料

- (1) 令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領
 - (2) 令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル実施方式要項
 - (3) 令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務委託仕様書
- ※関連資料については、観音寺市ホームページを参照